

尾張旭市監査公表第8号

令和5年2月27日付け尾張旭市監査公表第4号をもって公表した定例監査結果報告について、令和5年3月2日付け4市活第284号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

市民生活部市民活動課

監査の指摘事項	措置状況
<p>令和4年度自転車等駐車場整理業務委託において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。</p> <p>また、同委託において、特定随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。尾張旭市特定随意契約事務取扱要領では、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、事前公表書及び締結後公表書により、内容の公表を行うこととしている。</p>	<p>契約等事務の執行にあたっては、尾張旭市契約規則を順守し、適切な事務の執行に努めます。</p>
<p>自転車等駐車場草刈委託において、施行（見積徴収）伺いが作成されていない。随意契約事務の手順では、業務に係る予定額が10万円を超えるものについては、施行（見積徴収）伺いの作成が必要とされている。</p>	<p>契約等事務の執行にあたっては、尾張旭市契約規則を順守し、適切な事務の執行に努めます。</p>
<p>自転車の防犯登録抹消についての依頼文において、文書に付す記号に誤りがある。尾張旭市文書取扱規程では、文書の記</p>	<p>文書の作成にあたっては、尾張旭市文書取扱規程を順守し、適切な事務の執行に努めます。</p>

<p>号は該当文書の属する年度を示す数字の次に、原則としてその文書の関係課を表示する漢字1字を加えることとしている。</p>	
--	--